

第406回南国市議会定例会会議録

第7日 平成31年3月19日 火曜日

出席議員

1番 神崎隆代	2番 植田豊
3番 浜田憲雄	4番 山中良成
5番 岩松永治	6番 西川潔
7番 土居恒夫	8番 高木正平
9番 有沢芳郎	10番 中山研心
11番 前田学浩	12番 村田敦子
13番 岡崎純男	14番 小笠原治幸
15番 野村新作	16番 浜田和子
17番 浜田勉	18番 土居篤男
19番 福田佐和子	20番 西岡照夫
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
<small>参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長</small> 西山明彦	参事兼財政課長 渡部靖
参事兼企画課長 松木和哉	情報政策課長 原康司
危機管理課長 山田恭輔	税務課長 高野正和
市民課長 崎山雅子	子育て支援課長 田内理香
長寿支援課長 島本佳枝	保健福祉センター長 高橋元和
環境課長 谷合成章	農林水産課長 古田修章
商工観光課長 長野洋高	建設課長 西川博由
地籍調査課長 横山聖二	都市整備課長 若枝実
上下水道局長 橋詰徳幸	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子

福祉事務所長	岩原富美	教育長	竹内信人
教育次長兼 学校教育課長	伊藤和幸	生涯学習課長	中村俊一
監査委員 事務局長	細川千秋	農業委員 事務局長	土橋愛
消防長	小松和英		

—*—

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫	次長	公文知子
書記	門脇智哉		

—*—

議事日程

平成31年3月19日 火曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成30年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第4号）
- 第8 議案第8号 平成30年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第9号 平成31年度南国市一般会計予算
- 第10 議案第10号 平成31年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第11 議案第11号 平成31年度南国市土地取得事業特別会計予算
- 第12 議案第12号 平成31年度南国市農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第13号 平成31年度南国市国民健康保険特別会計予算
- 第14 議案第14号 平成31年度南国市介護保険特別会計予算
- 第15 議案第15号 平成31年度南国市企業団地造成事業特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成31年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成31年度南国市水道事業会計予算
- 第18 議案第18号 平成31年度南国市下水道事業会計予算

- 第19 議案第19号 南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市水道給水条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第21号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第22号 南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第23号 南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第24号 南国市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第25号 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第26号 南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第27 議案第27号 南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第28号 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日の取扱いに関する条例
- 第29 議案第29号 市道の認定について
- 第30 議案第30号 普通財産の無償貸付けについて
- 第31 議案第31号 普通財産の無償貸付けについて
- 第32 議案第32号 和解の申立て及び訴えの提起について
- 第33 請願第4号 明見保育所駐車場、ホールの増築について
- 第34 承認要求書
- 第35 議員派遣の件

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第35まで

＊

午前10時2分 開議

○議長（岡崎純男） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第32号まで、請願第4号

○議長（岡崎純男） この際、議案第1号から議案第32号まで及び請願第4号、以上33件を一

括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長神崎隆代議員。

＊

平成31年3月15日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長

神崎隆代

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第12款公債費 第 2 条繰越明許費の補正 第 3 条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 2 号	平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	平成31年度南国市一般会計予算 第 1 条歳入歳出予算 歳入の部 歳出第 1 款議会費 第 2 款総務費 第 9 款消防費 第12款公債費 第13款予備費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	第2条債務負担行為 第3条地方債 第4条一時借入金 第5条歳出予算の流用		
第11号	平成31年度南国市土地取得事業特別会計予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第24号	南国市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第25号	南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第26号	南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第27号	南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第28号	天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日の取扱いに関する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

*

〔1番 神崎隆代議員登壇〕

○1番（神崎隆代） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第9号、議案第11号、議案第24号から議案第28号までの9件であります。

去る15日に委員会を開催し、執行部から副市長初め関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、3億4,950万円の増額計上であります。その所要一般財源は

3,492万6,000円の減額であり、固定資産税等1億4,693万8,000円を増額計上し、財政調整基金繰入金等1億8,186万4,000円を減額計上するものです。

主な歳出は、総務費関係では、退職手当の増による人事管理費1,167万8,000円及び、ふるさと応援基金積立金4,313万7,000円を増額計上し、消防費関係では、非常備消防費1,242万円を増額計上、避難路沿道建築物耐震対策事業費4,075万3,000円を減額計上するものです。

また、繰越明許費につきましては、国の補正予算等により16事業で総額3億9,077万1,000円を追加計上し、4事業を変更しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号平成30年度南国市土地取得事業特別会計補正予算につきましては、歳入で土地開発基金の預金利子に伴う財産運用収入8万2,000円を減額計上し、歳出で土地取得事業費に係る事務費8万2,000円を減額計上するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成31年度南国市一般会計予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算中、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてであります。

予算の総額は236億8,000万円で、前年度当初予算と比べ14.1%の増額予算となっております。一般財源総額は127億1,011万6,000円で、前年度に比べ3.7%増加しており、普通建設事業費等の増額により、財政調整基金から8億9,399万7,000円の繰り入れを行うものです。

主な歳出として、総務費関係では、退職手当1億9,938万9,000円、電子自治体推進事業費1億5,695万1,000円、国土調査事業費1億3,568万5,000円を計上し、消防費関係では、消防用自動車等の購入費1億1,280万3,000円、防災費1億3,247万7,000円を計上しております。

また、公債費は、元利償還金18億8,584万3,000円を計上し、債務負担行為として、一般廃棄物処理事業に係る業務委託1億5,027万5,000円及び公共施設等個別施設計画策定業務委託654万5,000円を計上しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号平成31年度南国市土地取得事業特別会計予算につきましては、予算総額が歳入歳出それぞれ2億2,305万円で前年度に比べ1億8,762万円の増額予算となっております。30年度に先行取得した高知南国線用地分を一般会計が引き取り、文化施設の駐車場用地を先行取得するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号南国市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の改正に伴い、本条例で引用する同法の規定の項ずれが生じることから改正を行うものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号南国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年4月から民間労働法制において罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されることから、超過勤務等に関し必要な事項を規則で定める規定を設けるため本条例の一部を改正し、短時間勤務の任期付職員の1週間の勤務時間を定めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号南国市一般職に属する技能職員等の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職の任期付職員の採用に関する条例が改正され、短時間勤務の任期付職員に関する規定が追加されたことから、当該職員の給与に関する規定を整備するため、関係する条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号南国市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例につきましては、家庭相談員の報酬を増額すること及び、新たに設置される鳥獣被害対策実施隊員の報酬、費用弁償を定めるため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第28号天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日の取扱いに関する条例につきましては、国民の祝日に関する法律に規定する休日として既存の条例、規則等の規定の適用を受けるようにするため、本条例を制定するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、反対の意見がありましたことを申し添えます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎純男） 産業建設常任委員長植田豊議員。

—————*—————

平成31年3月15日

南国市議会議長 岡崎純男様

産業建設常任委員長

植 田 豊

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第 1 号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款 商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 5 号	平成30年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 7 号	平成30年度南国市水道事業会計補正予算（第4号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 8 号	平成30年度南国市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 9 号	平成31年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第5款労働費 第6款農林水産業費 第7款 商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第10号	平成31年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予 算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	平成31年度南国市農業集落排水事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	平成31年度南国市企業団地造成事業特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第17号	平成31年度南国市水道事業会計予算	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第18号	平成31年度南国市下水道事業会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第19号	南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第20号	南国市水道給水条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第29号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第30号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第31号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第32号	和解の申立て及び訴えの提起について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔2番 植田 豊議員登壇〕

○2番（植田 豊） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、5号、7号、8号、9号、10号、12号、15号、17号、18号、19号、20号、29号、30号、31号、32号の以上16件であります。去る15日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、歳出の主なものとして、農林水産業費関係では、事業費確定に伴う農業振興育成補助金等事業費9,170万2,000円を減額計上、商工費関係では、プレミアム付商品券事業費455万1,000円を増額計上し、企業立地促進奨励金の確定に伴い商工振興企業誘致費4,000万円を減額計上、土木費関係では、（仮称）ものづくりサポートセンター等に係る補助対象事業費の確定に伴い都市

再生整備事業費 7 億 8,580 万 4,000 円を増額計上し、土地区画整理事業費 8,000 万円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 号平成 30 年度南国市企業団地造成事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、589 万 9,000 円の減額計上であり、歳出において、工業団地造成事業費 10 万円を増額計上、公債費 599 万 9,000 円を減額計上し、歳入において、使用料及び手数料 127 万 4,000 円及び諸収入 22 万 6,000 円を増額計上、一般会計繰入金 579 万 9,000 円及び工業団地造成事業債 160 万円を減額計上するものであります。

繰越明許費としては、用地交渉に不測の日時を要したことにより日章工業団地造成事業費 6,727 万 3,000 円を追加計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 7 号平成 30 年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、事業収益を 264 万 8,000 円増額し、事業費用を 1,450 万円減額するものであります。資本的収入及び支出においては、資本的収入を 8,300 万円減額し、資本的支出を 9,440 万円減額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 号平成 30 年度南国市下水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、事業収益を 474 万 2,000 円増額し、事業費用を 277 万 7,000 円減額するものであります。資本的収入及び支出においては、資本的収入を 303 万 8,000 円減額し、資本的支出を 1,800 万円増額するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 9 号平成 31 年度南国市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算、歳出第 5 款労働費、第 6 款農林水産業費、第 7 款商工費、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費について、歳出の主なものとして、労働費関係では、労働金庫及び高知勤労者福祉サービスセンター預託金 1,800 万円を計上し、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費 2 億 4,703 万 8,000 円、多面的機能支払交付金事業費 9,830 万円、農業集落排水事業特別会計繰出金 1 億 3,064 万 1,000 円を計上し、商工費関係では、企業立地促進奨励金 3,586 万 9,000 円、観光費 3,361 万 8,000 円を計上し、土木費関係では、道路維持費 6,840 万円、道路に係る社会資本整備総合交付金事業費 2 億 8,575 万 5,000 円、高規格道路周辺対策市道改良事業費 6,450 万円、市単独道路新設改良事業費 2 億 3,811 万 4,000 円、街路事業高知南国線整備事業費 11 億 7,763 万 3,000 円、土地区画整理事業費 5 億 2,816 万 5,000 円、都市再生整備事業費 14 億 67 万 7,000 円及び下水道事業会計繰出金 2 億

2,981万8,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、土木費の道路橋梁費における道路維持費・改良費については、市民からの修繕・改良の要望が毎年多く残されていることから、当該予算の増額を求める意見が出され、今議会での増額修正を求めるものではありませんが、今後、産業建設常任委員会として改めて要望等を提出したいとの意見があったことを申し添えます。

次に、議案第10号平成31年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1,337万4,000円であり、県支出金5万4,000円、諸収入50万1,000円及び繰越金1,281万9,000円を計上、歳出では、人件費を含む貸付事業費1,337万4,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号平成31年度南国市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億6,309万4,000円であり、歳入では、受益者分担金及び使用料等の収入3,245万3,000円並びに一般会計からの繰入金1億3,064万1,000円を計上し、歳出では、主なものとして浜改田、久礼田及び国府処理場の維持管理費2,248万4,000円、公債費1億1,587万円を計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号平成31年度南国市企業団地造成事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ2億1,277万2,000円であり、歳入では、県支出金54万4,000円、一般会計からの繰入金432万8,000円及び市債2億790万円を計上し、歳出では、工業団地造成事業費2億844万4,000円及び公債費432万8,000円を計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号平成31年度南国市水道事業会計予算について、収益的収支では、収入7億3,651万円、支出6億5,711万4,000円とし、建設改良事業に伴う資本的収支では、収入3億6,280万円、支出6億8,284万1,000円を予定しており、不足する額3億2,004万1,000円は、過年度分消費税資本的収支調整額2,792万8,000円、当年度分損益勘定留保資金2億1,679万8,000円及び減債積立金7,531万5,000円で補てんするものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号平成31年度南国市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入5億2,744万4,000円、支出5億2,505万3,000円であり、建設事業に伴う資本的収支では、収入8億5,155万8,000円、支出10億8,635万3,000円であります。不足する額2億3,479万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額3,327万2,000円、減債積立金1億355万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,797万1,000円で補てんするものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、

原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市立共同墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、南国日章工業団地事業の周辺整備に係る無縁墓地の移転に当たって取得した土地を、隣接する田村共同墓地用地に追加するため、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市水道給水条例の一部を改正する条例については、本条例において、水道布設工事監督者の資格を定めており、技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者を掲げておりますが、技術士法施行規則の改正に伴い、当該選択科目の「水道環境」を削除するものであります。併せて、学校教育法の改正により、本年4月から専門職大学が創設されることに伴う関係規定の整備等を行うものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号市道の認定については、茶屋場1号線から3号線まで及び下穴田2号線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであり、篠原区画北幹線道線、篠原区画南幹線道線及び篠原区画1号線から9号線までは、篠原土地区画整理事業により整備するに当たって、市道として認定するものであります。去る12日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号普通財産の無償貸付けについて及び議案第31号普通財産の無償貸付けについては、株式会社南国オフィスパークセンターに対して、高知県と共有する土地及び本市が所有する土地を無償で貸し付けておりますが、ともに平成31年3月31日で貸付期間が満了することに伴い、県との協議により同センターの健全な運営のため、引き続き平成31年4月1日から2年間の無償貸付けを行うものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号和解の申立て及び訴えの提起については、高知広域都市計画道路事業において、不在者財産管理人の制度により取得した、所有者の所在が不明な土地については、所有権保存登記を行うに当たって、不動産登記法の規定により、所有権を有することの確定判決を得る必要があります。このことから、高知簡易裁判所に当該土地に係る所有権の確認に関する和解の申立て及び和解が調わない場合の訴えの提起を行うに当たって、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 教育民生常任委員長高木正平議員。

＊

平成31年3月15日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

高木正平

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成30年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第3号	平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第6号	平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第9号	平成31年度南国市一般会計予算 第1条歳入歳出予算 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第13号	平成31年度南国市国民健康保険特別会計予算	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第14号	平成31年度南国市介護保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	平成31年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第21号	南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第22号	南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第23号	南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

平成31年3月15日

南国市議会議長 岡崎純男様

教育民生常任委員長

高木正平

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
請第4号	明見保育所駐車場、ホールの増築について	採択すべきもの	願意妥当と認める

*

〔8番 高木正平議員登壇〕

○8番（高木正平） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第21号から議案第23号まで、請願第4号の以上12件であります。

去る3月15日、委員会を開催し慎重に審査を行いましたので、以下順次、御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成30年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。民生費関係で主なものは、民営保育所費1,813万8,000円を増額計上し、後期高齢者医療関連事業費4,317万円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成30年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、544万5,000円の減額計上であります。歳出の主なものは、職員人件費の減に伴う総務費293万7,000円、保険給付費252万3,000円を減額計上し、歳入では、交付額の決定に伴う県支出金616万5,000円、一般会計繰入金320万8,000円を減額計上し、諸収入392万8,000円を増額計上したもので、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成30年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、5,016万3,000円の減額計上であります。歳出の主なものは、介護給付費準備基金積立金4,889万5,000円を減額計上し、歳入では介護給付費準備基金等からの繰入金5,126万8,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成30年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、978万3,000円の減額計上であります。歳出においては、後期高齢者医療広域連合納付金823万9,000円を減額計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料770万円等を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号平成31年度南国市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係で主なものは、障害者自立支援給付事業費11億4,186万円、後期高齢者医療関連事業費7億2,450万5,000円、繰出金として国民健康保険特別会計繰出金5億5,567万3,000円、

後期高齢者医療保険特別会計繰出金 2 億73万4,000円及び介護保険特別会計繰出金 6 億3,971万6,000円、児童手当費 7 億3,144万7,000円、児童扶養手当費 3 億1,600万6,000円、民営保育所等費10億8,715万5,000円、認定こども園事業費 2 億8,093万1,000円、乳幼児医療費助成事業費 1 億8,880万1,000円、公立保育所費 3 億9,962万4,000円、生活保護扶助費17億300万円を計上しております。

衛生費関係では、公的病院運営助成金6,371万3,000円、予防接種委託料を含む保健衛生予防費 1 億3,212万3,000円、妊婦・乳児健康診査事業費4,694万7,000円、合併処理浄化槽設置整備事業費2,776万5,000円、香南清掃組合負担金及びごみ収集等委託料を含む塵芥処理関係事業費 5 億667万2,000円、最終処分場一般管理費7,512万1,000円、し尿処理施設運営事業費 2 億3,221万7,000円並びに水道事業会計繰出金4,100万円を計上しております。

教育費関係では、特別支援教育支援員及び学校図書館支援員を含む学校指導事務局費 4,936万7,000円、南国市アクションプラン事業費2,273万6,000円、小・中学校コンピュータ教育事業費4,606万1,000円、市内遺跡発掘調査等事業費4,181万1,000円、体育施設管理運営費 1 億2,766万2,000円、給食センター運営事業費6,374万3,000円を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第13号平成31年度南国市国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ61億8,410万6,000円で、前年度に比べ 3 億170万円の増額予算となっております。

歳入では、国民健康保険税10億914万7,000円、県支出金45億3,108万6,000円、諸収入等 1,815万8,000円、一般会計等からの繰入金 6 億2,571万5,000円を計上しております。歳出では、職員人件費を含む総務費8,329万4,000円、保険給付費44億7,107万4,000円、国民健康保険事業費給付金15億8,481万7,000円、保険事業費4,065万8,000円等を計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号平成31年度南国市介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ40億7,823万4,000円で、前年度に比べ7,760万6,000円の増額予算となっております。

歳入では、第 1 号被保険者の保険料 8 億402万3,000円、国庫支出金 9 億6,638万8,000円、支払基金交付金10億5,531万3,000円、県支出金 5 億7,708万8,000円、一般会計等からの繰入金 6 億7,471万6,000円等を計上しました。

歳出では、職員の人件費を含む総務費 1 億205万5,000円、保険給付費37億7,400万円、職員の人件費を含む地域支援事業費 2 億15万2,000円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号平成31年度南国市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ 7 億1,523万3,000円で、前年度に比べ1,162万3,000円の増額予算となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料 5 億1,329万5,000円、一般会計からの繰入金 2 億73万3,000円を計上し、歳出では職員の人件費を含む総務費2,770万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金 6 億8,637万6,000円等を計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもので、改正の内容は、放課後児童支援員となることができる者の要件として、放課後児童健全育成事業に 5 年以上従事した者で市長が適当と認めたものを加えること、本年 4 月より専門職大学が創設されることに伴う関係規定の整備を行うこと等であり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号南国市立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童厚生施設において児童の遊びを指導する者は、厚生労働省が定める基準に従い、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例により基準が定められていることから、本条例の児童の遊びを指導する者についての規定を改めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号南国市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されること等に伴い、本条例の一部を改正するもので、主な改正の内容は、災害援護資金の貸付けについて、保証人の有無に応じた貸付利率を新たに設定すること、償還方法に月賦償還を追加することで、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、請願第 4 号明見保育所駐車場、ホールの増築についてであります。請願の主旨は、明見保育所は平成12年に 1 歳児保育を始めるに当たり、遊戯室（ホール）を 4、5 歳の保育室として使用しており、恒常的に保育室が不足しています。また、保育施設に隣接する駐車場は

なく、近隣の私有地の所有者の御理解をいただき使用させていただいている状態で、また園舎の周辺には工場や病院などがあり、交通量が多い環境であり、保育室の確保と交通安全対策は緊急の課題として、これまでも市に要請されておりました。

3月12日、委員7名全員と担当課長で明見保育所の現地視察を行い、駐車場やホール等の説明を園長より受けました。委員会では、担当課長が保育室、隣接する駐車場の確保が必要であり、隣接地の所有者のご理解をいただくことを早急に求めたいということでしたので、審査の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） これにて委員長報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。19番福田佐和子議員。

〔19番 福田佐和子議員登壇〕

○19番（福田佐和子） 私は、今議会に提案されました議案のうち、議案第9号平成31年度南国市一般会計予算について、反対討論を行います。

31年度予算は新聞にも書かれましたように、多額の事業費により29億2,400万円の増額となり、過去最高のハード予算となりました。中には必要な事業もありますけれども、市民から見れば命と暮らしに直結した予算と言えるのか、また公費の使い方として問題があるのではないかとの思いから、本議案には反対をいたします。

平成31年度一般会計予算中、第3款民生費、放課後学童クラブを含む児童福祉施設建設補助金について、質疑、連合審査会、教育民生常任委員会で多くの質問があり、市長、課長の答弁からその内容が明らかにされました。児童数223人中、南国市の子供は88人、高知市からは104人であること、施設整備費目的での入園料10万円、毎月の利用料は1万円で、硬筆や習字、英語などの別室で行う塾のようなものに参加すれば加算されるというものであり、本来の学童

クラブではありません。

学童クラブとは、放課後児童健全育成事業として、入所時に保護者の就労証明をとり、障害のある児童の受け入れや、ひとり親家庭への支援など、困難を抱える家庭への支援を行っております。答弁では、就労証明はとる、障害児は要望する、乳児保育をすとのことでしたけれども、これらは口頭だけの話であること、あくまでもこれらは市側の要望であり、そのことが必ず実行されるのか、文書では残しておりません。どうなるか不明な中での予算計上であり、決して市民合意は得られないと考えます。

特に、同じ校区の岡豊小学校さくら学童クラブについては、平成29年に紹介議員2名とともに保護者が1,200筆の署名をつけて、さくら学童クラブ新築を求める要望書というのを出示しております。この要望の趣旨は、さくら学童クラブの新築を速やかに行ってくださいというものであり、プレハブ教室新設から16年経過しており、建物の劣化、耐震性の問題も抱えている。またシロアリが何度も発生しており、その都度駆除、床の腐敗部分の修繕を繰り返しているために床の強度も低下している。今後起こり得る災害に加え、耐震強化が必要だと考える。また、プレハブのため、夏場はエアコンがきかず、室内温度が30度を超えることもあるのが現状である。私たちは、運営指針にもうたわれているように、子供たちの最善の利益が守られ、安全・安心で豊かな放課後が過ごせる環境を確保するため、以下のことを要望する。ということで、1、早期に必要な予算処置を講じ、さくら学童クラブの新しい施設を建設してください。2、新築するさくら学童クラブの施設は、安全上の観点及び岡豊小学校との効果的な連携の観点から、岡豊小学校内の敷地に建築してください。3、新築するさくら学童クラブの施設は、市の条例に規定する全ての基準に合致し、子供たちが快適な放課後を過ごすために望ましい施設整備及び環境について十分配慮してください、という中身であります。

全市の子供を視野に入れるのであれば、今こんな現状に置かれているさくら学童クラブこそ、早期に実現をすべきだったと思います。また、大篠、十市では3年生までの入所しかできず、その上、待機児童がいることなど考えれば、市全体の取り組みとは決して思えません。働く親を支え、学童クラブを必要とする全ての子供たちが同じように大切にされ、子供の放課後を同じように保障するべきだと思います。市にはその責任があります。学校との連携と子供の安全を考えれば、さくら学童の要望書にもありましたように、自分で歩いて通える範囲であることが大事であり、これまでもこのことを大切に、学童クラブは校内に実施をしてきたはずで

児童福祉法第6条では、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、

その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいうとあります。

生活の場であるべき児童クラブが、説明のように塾や学習の場になることは、目的外使用となる上に働く親の選択肢にはなり得ません。また、選択するメニューにより利用料の金額が子供によって違うことは、これまで指摘されたように子供のときから格差を生み出すものであり、子供や親の心情を考えるなら決してあり得ないことであります。なぜ市は、児童福祉法の趣旨に反するような民間の事業に対し公費を計上したのか、市民にも説明をすることができません。今、子供も親も大変な中で生きています。市のなすべきことは、放課後の全ての子供たちと働く親が安心できるようにすることこそ取り組むべき課題であると考えます。

今、この議会には先ほど委員長からも報告がありましたように、明見保育所保護者会から請願が出されております。子供たちのホールは四、五歳児の混合の保育室となり、狭くて伸び伸び遊ぶことができずにいます。安全な駐車場も確保されておられません。保育所を見に行き、話を聞く私たちに、小さな子供が一人一人に葉っぱを渡してくれました。自分からは改築してもっと広い保育で遊ばせて、とは言えない子供の気持ちが伝わりました。

一方では予算がないと切り捨てられ、一方では法的根拠の説明がつかない上に、法に定められた本来の学童クラブではない事業に公費を使う本予算には、市民とともに反対をいたします。南国市全体の公立、民間を問わず、子供の保育、教育環境を充実させることを改めて求め、議案第9号に対する反対討論を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岡崎純男） 18番土居篤男議員。

〔18番 土居篤男議員登壇〕

○18番（土居篤男） 議案第28号天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の規定により休日とされた日の取扱いに関する条例に対して、休日にするのは賛成だけれども、いろんな儀式がくっついてやられるので反対だということで述べたいと思います。

今、日本国憲法は明治憲法からいいますと、新しい憲法であります。その新憲法で解釈をして、その上で国会、各党派で話し合って皇位継承儀式をつくるべきではないかと思えます。旧憲法下の登極令による、これは多分神式の儀式だと推測をいたしますが、この儀式の日を休日にするのは反対であります。

旧憲法は御承知のとおり廃止されたもので、この登極令の効力も現実にはもう存在しないということでもあります。新しい憲法は天皇主権を否定をして、国民主権を確立をしております。

新しい憲法は、当時の我が高知県が誇る吉田茂総理大臣のもとで、再び戦争を起こさない、そうした方針を確固とするのに腐心をしております。決してアメリカのマッカーサーの押しつけ憲法でもありません。再び戦争をしないと、その決意のもとに当時の国会で多数で決定しております。ちなみにこのときに反対したのは日本共産党だそうですが、反対の理由は聞いておりませんが、多分天皇制が入っているから反対、立てらざったんだろうと思いますが。その他の項目は賛成をしております。この明治憲法のような神格化した天皇制のもとで、国家神道と言うべきもとで登極令を踏襲した儀式が、日本国憲法の国民主権と政教分離の原則に相入れないのは明らかであります。これは宗教行事であると断ぜざるを得ません。このような儀式を行う日を休日とするのは同意できません。

秋篠宮も神事にかかわることは国の費用でやらずに、いただいた皇室費の中で皇室だけでやったらどうかという非常にユニークな当たり前の意見も聞いたことがあります。そういう意味でやはり神事を国事行為として取り扱うことは反対だということで、反対をするものであります。同僚議員の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（岡崎純男） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第8号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第27号まで、以上18件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第27号まで、以上18件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号から議案第32号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第32号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第4号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は採択することに決しました。

＊

承認要求書

○議長（岡崎純男） 日程第34、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項

- 1. 目的 所管事項の把握
- 1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
- 1. 期間 調査終了まで

平成31年3月19日

南国市議会議長 岡崎純男様

総務常任委員長 神崎隆代

産業建設常任委員長 植田豊

教育民生常任委員長 高木正平

議会運営委員長 土居恒夫

—————*—————

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————*—————

議員派遣の件

○議長（岡崎純男） 日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につき

ましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号及び議発第2号

○議長（岡崎純男） ただいま議発第1号及び議発第2号、以上2件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成31年3月19日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	西 岡 照 夫
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	有 沢 芳 郎

賛成者	南国市議会議員	西川	潔
〃	〃	土居	篤男
〃	〃	村田	敦子
〃	〃	浜田	勉
〃	〃	福田	佐和子

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....

議発第1号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、

開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月19日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

厚 生 労 働 大 臣 根 本 匠 様

-----*

議発第2号

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成31年 3月19日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 岡崎 純男 様

.....
議発第2号

全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国

はその民意を無視し、工事を強行に進めています。このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。

日米地位協定の考え方（補足版）第二条1項に「米軍は、わが国の施政下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求める権利が認められている…わが国が米軍の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっています。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとっても意味のある提言を発表しました。

そこで、南国市議会は、国に対し下記のことを強く要請します。

記

1. 日米地位協定の見直しをすること。
2. 国は地方自治の権限を保証すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様

＊

○議長（岡崎純男） お諮りいたします。この際、以上2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（岡崎純男） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎純男） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎純男） 起立少数であります。よって、議発第2号は否決されました。

—————*—————

○議長（岡崎純男） この際、この3月末をもって退職される管理職の方に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶を願います。橋田会計管理者兼会計課長。

〔橋田裕子会計管理者兼参事兼会計課長登壇〕

○会計管理者兼参事兼会計課長（橋田裕子） 会計課長の橋田裕子でございます。

この3月末をもって退職するに当たり、この議場で皆様に御挨拶する機会をいただきました。このようなことは本当に幸せなことだと思い、一言感謝とお礼の御挨拶を申し上げたいと存じます。

私は、昭和56年4月、南国市職員として採用されまして、教育委員会学校教育課、保健課、福祉事務所、教育委員会社会教育課、企画課、農業委員会そして今の会計課と、7カ所の所属を経験いたしました。会計課長を拝命してからは、もう9年がたとうとしています。それぞれの職場では、そのときそのときのさまざまな課題や問題に悩んだり、悔やんだりすることも多かったように思いますが、今思い返してみると一つ一つが貴重な経験であり、素晴らしい時を過ごすことができたと心に深く感じるものがあります。

これまでにたくさんの方々との出会いがあり、御指導を賜りました。そして、微力ではありましたが、市政の一端を務めさせていただき、充実した日々を送ることができました。私がここまで務めることができたのは、支え続けてくださった議員の皆様、市長を初め職員の皆様のお力添えのおかげです。多くの方々に心から感謝し、深くお礼を申し上げます。

終わりになりますが、私は生まれてからの60年間、南国市民として過ごしてまいりました。今後も変わらず一市民として南国市とともに歩んでまいりたいと思います。今後のさらに輝く南国市の未来と皆様方が御健勝でますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。長い間お世話になり、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岡崎純男） 田内子育て支援課長。

〔田内理香子育て支援課長登壇〕

○子育て支援課長（田内理香） 退職に当たりまして、こうして挨拶を述べる機会を与えていただきましたこと、本当に感謝いたします。ありがとうございます。

私は、5年前に当時の幼保支援課長に拝命され、平成27年度にスタートしました子ども・子育て支援新制度に基づき、種々の事業に取り組んでまいりましたが、事業を進めていく上で、議員の皆様には多くの御指導、お力添えをいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。

子供、子育て世帯を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、スピード感のある対応、そして柔軟な対応がとても重要であることを痛感したこの5年間でございました。今後も、未来ある子供たちの安全・安心を願い、そして必ず起こる南海トラフ地震に対し、市民としてできること、やらなければならないことを考えていきたいと思っております。

最後になりますが、これからの南国市の発展、皆様の御健康、御多幸をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、高いところからですが、最後の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岡崎純男） 岩原福祉事務所長。

〔岩原富美福祉事務所長登壇〕

○福祉事務所長（岩原富美） 退職に当たり、御挨拶の機会をいただき、まことにありがとうございます。

私は、昭和56年4月に採用され、38年間勤務させていただきました。最初に配属されたのが福祉事務所でした。最後の職場も福祉事務所ということで、自分の席から見える景色も大きくは変わらず、本当に38年間もたってしまったのかと不思議な感覚を覚えております。自分自身は仕事を始めましたころに比べると、仕事を通じて成長させていただいたと思っておりますが、決して器用な性格でも要領のいいほうでもなく、振り返りますと公私ともに悩み多い38年間でございました。

自分の中で心に残っておりますことは、係長になり初めての大きな仕事として、新しい保険制度である後期高齢者医療保険の立ち上げにかかわったことです。係全体で取り組まなければ

できない仕事であり、同僚職員に助けてもらいながら一緒に目標に向かって働く一体感を感じ、また国保係や介護保険係に保険の仕組みを教えてもらい、財政係に相談し、またシステムの関係は当時企画課が行っており協力いただくなど、さまざまな職員の皆様に助けられながら必死で仕事をした記憶があります。当時は余り評判のよくない保険制度ということで、市民への説明に明け暮れたこともございました。

保健福祉センターに参りましては、地域のために活動されている市民の皆様と多く接するようになり、その活動の原動力となっている、自分が生まれ育ち住んでいる地域を愛する気持ちに触れ、行政職員として心強く大変ありがたく感じたことでした。退職後は自分も生まれ育った場所、南国市で変わらず生活していきたいと考えております。

市職員といたしまして今振り返ってみても、何かを残すということではできませんでしたが、何とかゴールである定年退職を迎えられましたことは、周囲の皆様の支えあつてのことです。議員の皆様初め、お世話になった市民の皆様、職場の同僚、後輩の皆様など、多くの方々に感謝しつつ、今後の南国市の発展と皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、退職の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岡崎純男） 細川監査委員事務局長。

〔細川千秋監査委員事務局長登壇〕

○監査委員事務局長（細川千秋） 退職に当たり、一言御挨拶させていただきます。

私は、昭和56年4月に採用され、早くも38年がたってしまいました。平成26年4月からは監査委員事務局長として5年間、周りの方々に支えられて務めてまいりました。十分なことはできませんでしたが、議員の皆様には大変お世話になり感謝申し上げます。本当にありがとうございました。特に、監査委員として御一緒させていただいた浜田和子議員さん、野村議員さん、岩松議員さん、大変お世話になりました。

4月からは一市民として南国市を応援していきたいと思っております。簡単ですが、退職の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

＊

○議長（岡崎純男） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第406回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前11時16分 閉会